

旭川公共職業安定所 発表  
 平成 29 年 12 月 22 日（金）

担 旭川公共職業安定所  
 所 長 山 本 修 二  
 事業所第一部門  
 当 統括職業指導官 城 岡 進  
 電話 (0166) 51-0176 (内線 31#)

## 平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果

(平成 29 年 6 月 1 日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について公共職業安定所への報告を求めています。

旭川公共職業安定所管内の平成 29 年 6 月 1 日現在における雇用状況に関する集計結果は以下のとおりです。

### I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合			
		旭川所	北海道	全 国	旭川所	北海道	全 国	
民間企業	% 2.0	% 2.50	% 2.13	% 1.97	% 63.3	% 54.1	% 50.0	
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	% 2.3	% 2.36	% 2.56	% 2.49	% 82.4	% 95.2	% 89.0
	都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	% 2.2	% -	% 2.04	% 2.22	% -	% 71.4	% 84.4
独立行政法人等	% 2.3	% 2.25	% 2.19	% 2.40	% 100.0	% 81.8	% 78.3	

### ◎ 集計結果のポイント

#### 【 民間企業（50人以上規模の企業） 】（法定雇用率 2.0%）

- 集計企業数は 218 社（対前年比-4.0%、9 社減少）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は 30,559.0 人（対前年比-1.2%、374.5 人減少）
- 雇用されている障害者の数は 764.0 人（対前年比+8.1%、57.0 人増加）
- 実雇用率は 2.50%（対前年比 0.21 ポイント上昇）
- 法定雇用率達成企業の割合は 63.3%（対前年比 5.6 ポイント上昇）

**【 公的機関 】（法定雇用率 2. 3 %）**

○ 2. 3%の法定雇用率が適用される機関：

実雇用率は 2. 3 6 %（対前年比 0. 1 7 ポイント上昇）

法定雇用率達成機関の割合は 8 2. 4 %（対前年比 1 1. 8 ポイント上昇）

**【独立行政法人等】（法定雇用率 2. 3 %）**

実雇用率は 2. 2 5 %（対前年比 0. 1 0 ポイント低下）

法定雇用率達成機関の割合は 1 0 0 %（変動なし）

このため、旭川公共職業安定所では、

**民間企業については、**

◎旭川公共職業安定所における障害者の就職者数は、平成 2 1 年度から平成 2 6 年度まで 6 年連続で増加しており、障害者雇用の着実な進展が見られますが、3 6. 7 %の企業が法定雇用率を未達成であるため、今後とも各企業が法定雇用率を達成するよう指導に努めてまいります。

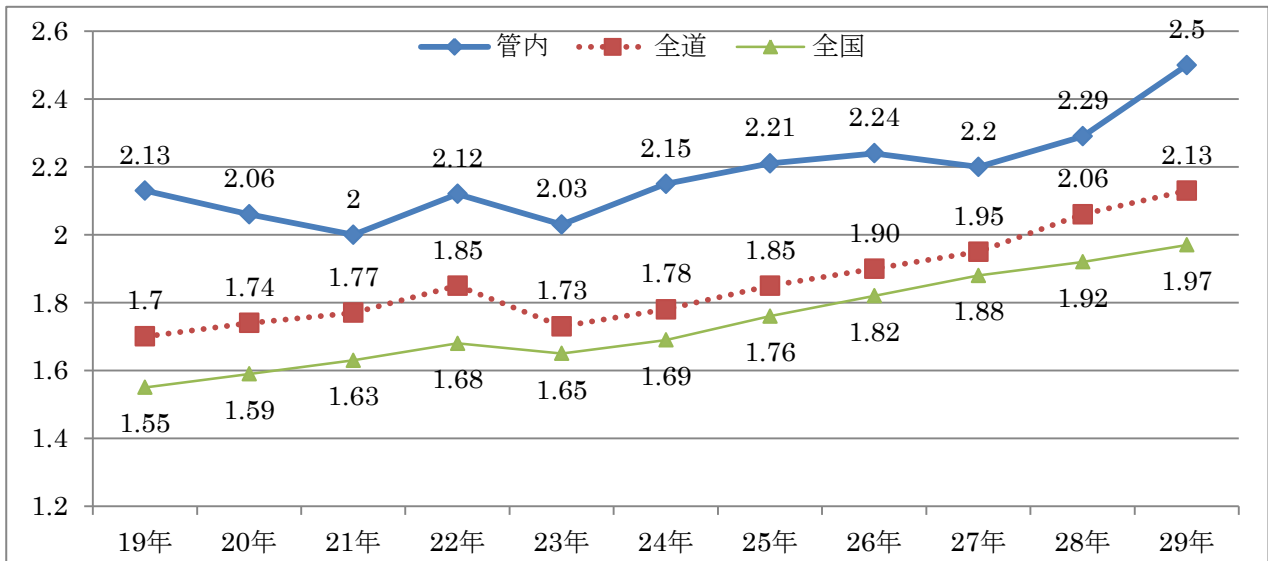
◎また、旭川公共職業安定所では、法定雇用率達成指導を強化するとともに、求人の開拓や北海道障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉施設及び特別支援学校等との連携によるチーム支援の充実、ジョブコーチ等を活用した職場適応の促進等により、法定雇用率の未達成企業に対する障害者の雇入れの支援にも努めてまいります。

**地方公共団体及び独立行政法人等については、**

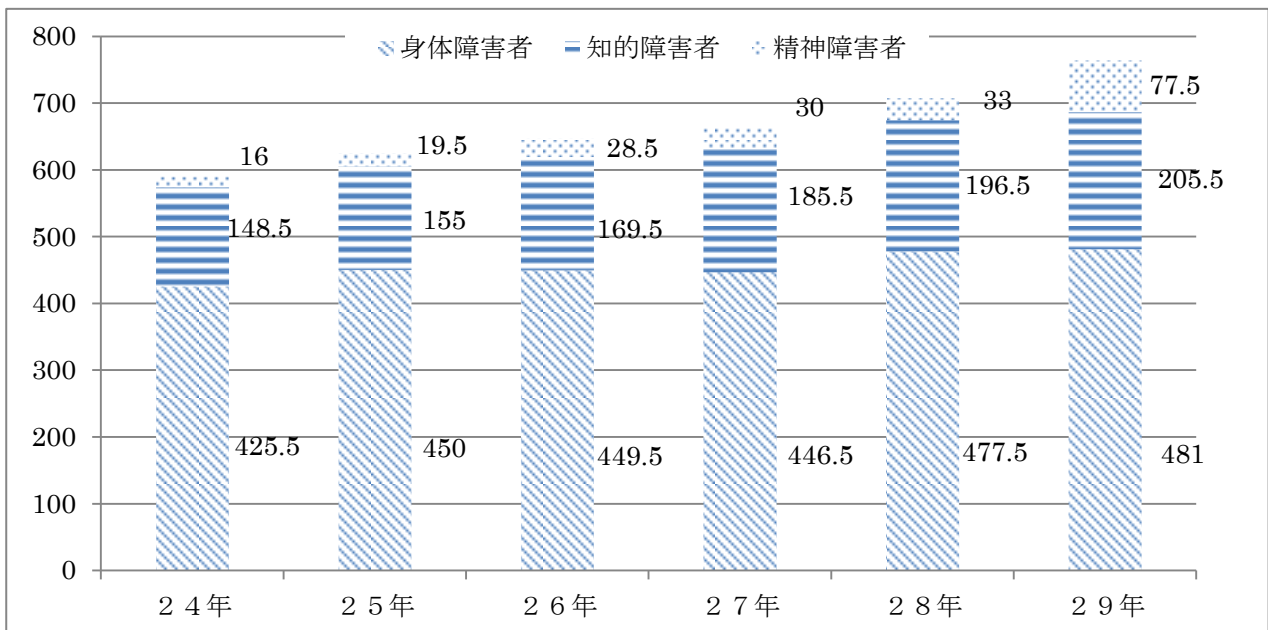
◎民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関等に対する達成指導を強力的に実施することとしています。

## Ⅱ 民間企業における雇用状況

### ○ 障害者実雇用率の推移



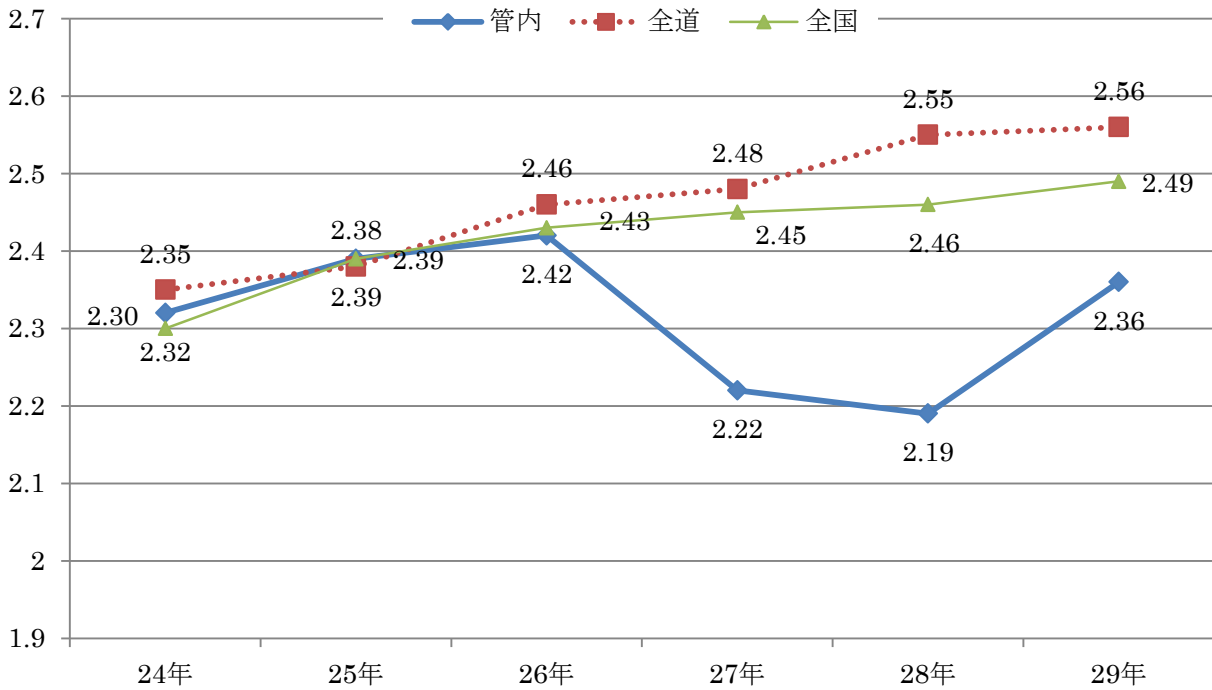
### ○ 障害種別の雇用障害者数の推移



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
対象労働者数	27,505.0	28,232.0	28,877.5	30,028.0	30,933.5	30,559.0
障害者全数	590.0	624.5	647.5	662.0	707.0	764.0
身体障害者	425.5	450.0	449.5	446.5	477.5	481.0
知的障害者	148.5	155.0	169.5	185.5	196.5	205.5
精神障害者	16.0	19.5	28.5	30.0	33.0	77.5

## 地方公共団体における在職状況

### ○ 法定雇用率2.3%が適用される機関の雇用率の推移



### ○ 法定雇用率2.3%が適用される機関の在職状況（障害種別等）

区 分		① 機関数 (機関)	② 対象職員数 (人)	③ 障害者の数			④ 実雇用率 (%)	⑤ 法定雇用率 達成 機関の数 (機関)	⑥ 達成割合 (%)
				身体障害者 (人)	知的障害者 (人)	精神障害者 (人)			
旭 川	29年	17	4,326.0	99.0	0.0	3.0	2.36	14	82.4
	28年	17	4,387.5	92.0	0.0	4.0	2.19	12	70.6
	27年	17	4,344.0	92.5	0.0	4.0	2.22	15	88.2
北海道	29年	208	66,347.0	1,603.0	18.5	77.5	2.56	198	95.2
	28年	208	66,956.0	1,628.5	15.0	66.5	2.55	187	89.9
	27年	208	66,364.5	1,576.0	16.0	55.0	2.48	191	91.8
全 国	29年	2,517	1,713,208.5	39,107.5	1,014.5	2,516.0	2.49	2,239	89.0
	28年	2,530	1,706,004.0	38,797.5	1,029.0	2,223.0	2.46	2,245	88.7
	27年	2,540	1,700,403.0	38,741.0	1,041.5	1,846.5	2.45	2,214	87.2

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者であり、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる。

なお、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化されることに伴い、雇用率が引き上げになる。

○ 一般の民間企業	.....	2. 0%	(平成30年4月から当分の間	2. 2%)
○ 独立行政法人等	.....	2. 3%	(	" 2. 5%)
○ 国、地方公共団体	.....	2. 3%	(	" 2. 5%)
○ 都道府県等の教育委員会	.....	2. 2%	(	" 2. 4%)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

## ◎ 障害者雇用率達成指導

### ○ 「雇入れ計画作成命令」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（2年間）の作成を命ずることとなっている。

### ○ 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

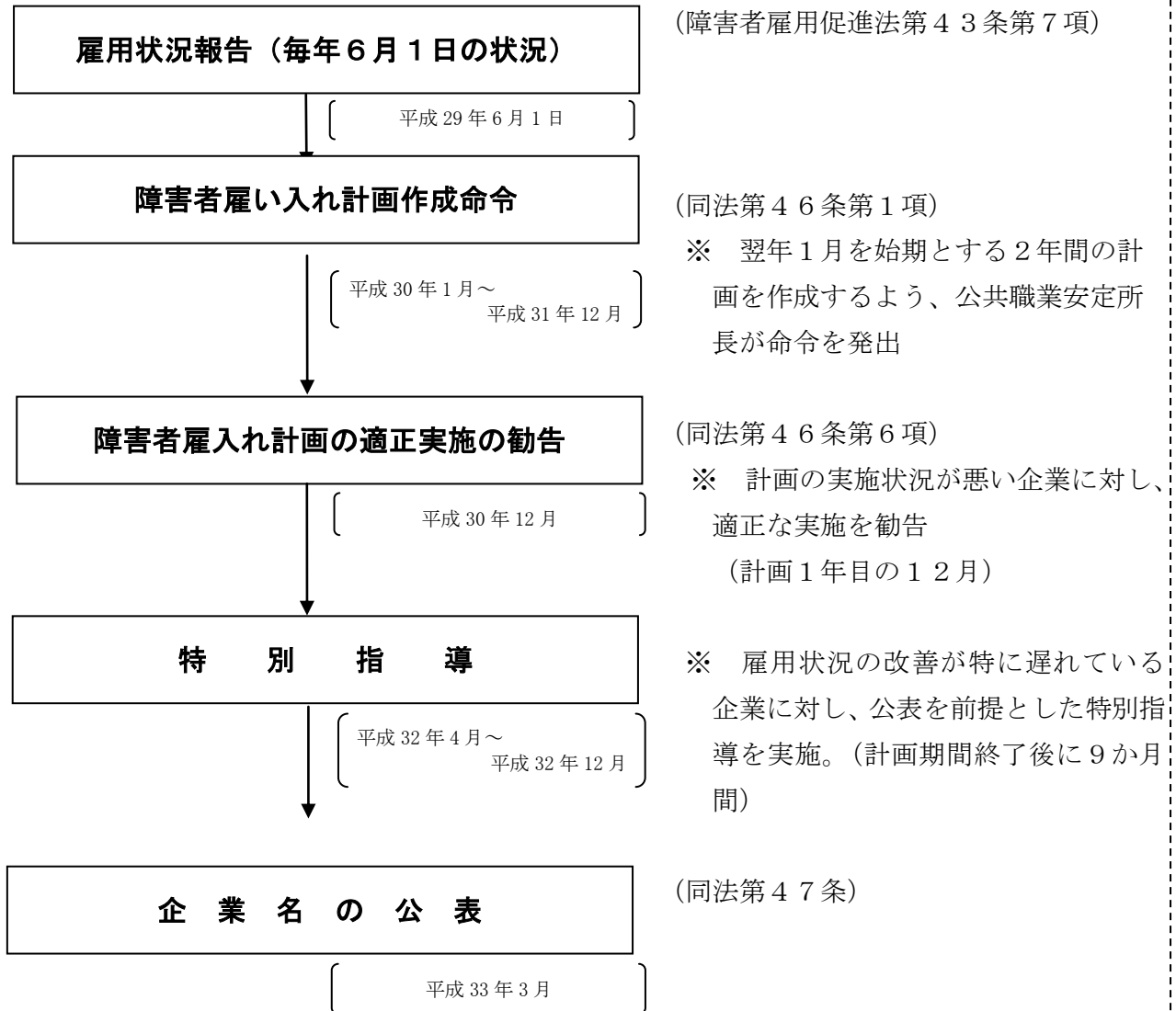
今後の雇入れ（過去3年間の新規労働者雇入れ数  $\geq$  不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① 実雇用率が全国平均実雇用率未満 かつ 不足数5人以上  
(平成28年 1.92%)
- ② 法定雇用障害者数が3～4人(対象労働者数150人以上250人未満規模の企業)であつて、雇用障害者数が0人の企業
- ③ 不足数10人以上の企業

## ◎ 雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、**ハローワーク**において雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。



### 【指導実績】

#### 1 平成28年度の実績

- \* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 263社 (うち、北海道内 9社)
- \* 障害者雇入れ計画を実施中の企業 (28年度末現在) 421社 (うち、北海道内19社)
- \* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 84社 (うち、北海道内 4社)
- \* 「公表を前提とした特別指導」の実施 52社 (うち、北海道内 0社)

#### 2 企業名の公表実績 (全国値)

15年度1社、16年度1社、17年度2社、18年度2社、19年度1社 (再公表)、20年度4社、21年度7社 (うち1社は再公表)、22年度6社 (うち2社は再公表)、23年度3社 (うち1社は再公表)、24年度0社、25年度0社、26年度8社、27年度0社、28年度 2社

# ハローワークの障害者雇入れ支援メニュー

ハローワークでは、事業主の皆様の障害者雇用を積極的に支援しております。

## ハローワークのサポート



Q 当社では障害者に対応した業務がないが

A ハローワークでは障害者に担当させる業務の相談支援も行っております。  
同業他社の事例の紹介や、関係機関と連携し、実際に現場を見学させていただくなどして、障害特性を踏まえた業務の切り出し・創設のお手伝いもさせていただきます。

Q どんな方を紹介してくれますか？

A 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮のうえ、ご紹介します。  
適格な方がいない場合は、登録されている方に応じた職域拡大などのご相談にも応じ、紹介できるように努めます。

Q 面接ではどんなことを聞けばいいのですか？

留意する点がありますか？

A ハローワーク職員や関係機関の担当者が同行し、配慮すべきことなど採用の参考となる情報を提供させていただくことも可能です。

Q 採用後に留意する点は？

企業へはどんなサポートがありますか？

A 障害者の採用後は、障害特性に応じた配慮により定着を図っていくことが大切です。ハローワークでも各種支援メニューをご用意しています。

常用雇用への不安がある場合は障害者トライアル雇用事業を活用ください

指導方法に不安がある場合はジョブコーチを活用ください

雇入れ時の賃金補助として各種助成金制度があります。

各種支援メニューについては次ページをご参照ください

## 雇入れのきっかけづくり(トライアル雇用助成金)

### 障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

#### 【障害者トライアルコース】

障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけ作りを進める制度です。

(対象者1人当たり最大月4万円が支給されます。)

#### 【障害者短時間トライアルコース】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。

精神障害者、発達障害者が対象です。

対象者1人当たり月2万円が支給されます。

## 雇入れに活用できる助成金制度(特定求職者雇用開発助成金)

### 特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。障害者トライアル雇用奨励金との併給も可能です。

### 障害者初回雇用コース

障害者雇用の実績のない企業(常用労働者50人～300人)が安定所等の紹介により初めて障害者を雇用し、法定雇用障害者数の雇用を達成した場合に支給します。

障害者トライアル雇用奨励金および特定求職者雇用開発助成金との併給も可能です。

### 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。助成額は、特定求職者雇用開発助成金の重度以外の身体・知的障害者と同様です。障害者トライアル雇用奨励金との併給も可能です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

## 就職後の定着への支援

### ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、名寄、美唄に設置しております。

## 関係機関との連携した支援

### 北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

### 障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌に本所、旭川に支所があります